

閲覧用



卒業認定に関する方針

単位時間認定について

単位認定に関しては、別に定めのあるものを除き以下の定めるところによる。

I. 単位認定方法

- ①. 授業出席時間による認定。（以下、課目出席認定という。）
- ②. 成績評価による認定。（以下、課目成績認定という。）
- ①・②両方を認定した者について進級、卒業を認める。

II. 留年について

- ①. 進級・卒業が認められない者は留年とする。
- ②. 留年期間はその学年とし、留年期間は 1 年間とする。
- ③. 履修課目はその学年の全課目を履修する。

III. 休学・復学について

- ①. 疾病その他やむを得ない事由によって、休学する場合は、その事由を記載した書類および診断書の提出を義務づけ指定された期日までに休学届を提出し、学校長の許可を受けなければならない。
- ②. 休学した者が復学をする場合は、復学の旨を指定された期日までに届出を行い、学校指定の書類を提出し復学することができる。

IV. 補講について

- ①. 原則的に単位補講・成績補講の遅刻・欠席は認めない。
- ②. 追試、補講実施日については、担当教員より指示された日程にて行われる。

課目出席認定単位不足による補講について

- ①. 疾病傷害等により、自宅療養あるいは通院のために、所定の授業時間不足になった者は、合計不足時間数 60 時間を限度として補講(有料)を認める。
 - ②. 授業時間数不足になった課目の補講(有料)を 60 時間を限度として行う。60 時間を超えた場合は留年となる。
 - ③. 補講になった場合は、保護者等宛に連絡をする。
- * 但し、学校保健法に定められた疾病により欠席した場合には、法定伝染病である事を証明する診断書を提出し、公欠と認めた場合は、その疾病の回復期間に要した授業時間、課目出席時間を認定する。

課目成績認定単位不足による補習について

（ 実技課目成績認定について ）

- ①. 実技課目成績認定試験において、不合格となった者は、追試験前に補習を受けなければならない。
- ②. 実技追試験において、不合格となった者は、判定試験前に補習を受けなければならない。

（ 学科課目成績認定について ）

成績認定試験において合格点に達していない課目がある場合は、追試験を受けなければならない。

- ①. 学科追試験において合格点に達した場合、成績評価によって単位を認定する。
- ②. その学期末の追試験を受け不合格となった場合は、判定試験を受け認定を受けなければならない。

（ 課目出席・課目成績の告知について ）

- ①. 各学年共に、学業成績書を保護者等宛てに送付する。（ 年 2 回 10 月・3 月に実施 ）

（ 進級・卒業について ）

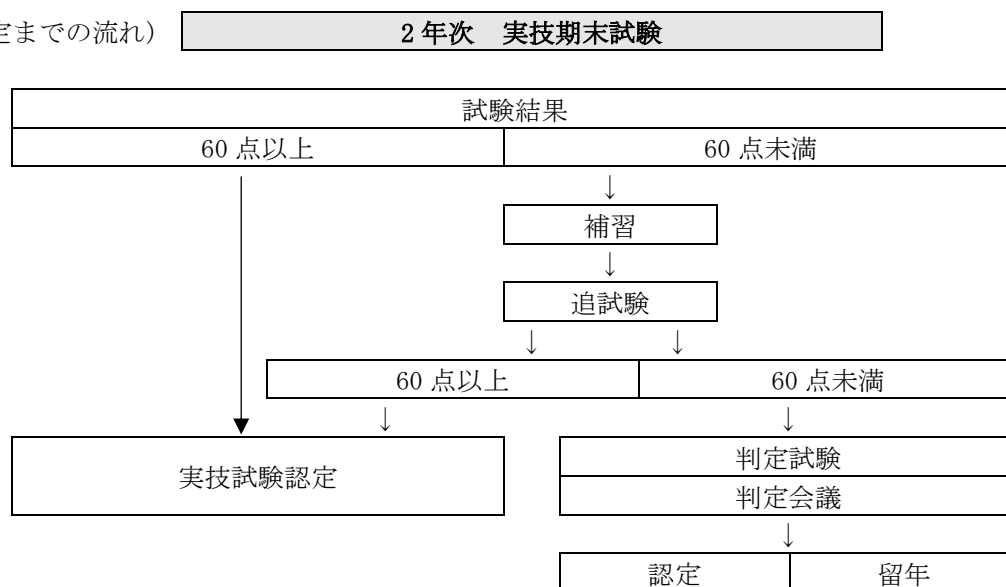
- ①. その学期末の追試験を受け、不合格となった場合は、判定試験を受け認定を受けなければならない。

（ 不正行為による単位無効について ）

- ①. 単位認定の査定に対して、不正行為又は虚偽の申告が確認された場合(カンニング・レポートの代理作成等)には単位認定終了後であっても、直ちに当該単位を無効とし、学則に基づき処罰の対象となる。(停学処分)

成績評価による単位認定

（ 成績認定までの流れ）



単位時間認定について

単位認定に関しては、別に定めのあるものを除き以下の定めるところによる。

I. 単位認定方法

- ①. 授業出席時間による認定。（以下、課目出席認定という。）
- ②. 成績評価による認定。（以下、課目成績認定という。）
- ①・②両方を認定した者について進級、卒業を認める。

II. 留年について

- ①. 進級・卒業が認められない者は留年とする。
- ②. 留年期間はその学年とし、留年期間は 1 年間とする。
- ③. 履修課目はその学年の全課目を履修する。

III. 休学・復学について

- ①. 疾病その他やむを得ない事由によって、休学する場合は、その事由を記載した書類および診断書の提出を義務づけ指定された期日までに休学届を提出し、学校長の許可を受けなければならない。
- ②. 休学した者が復学をする場合は、復学の旨を指定された期日までに届出を行い、学校指定の書類を提出し復学することができる。

IV. 補講について

- ①. 原則的に単位補講・成績補講の遅刻・欠席は認めない。
- ②. 追試、補講実施日については、担当教員より指示された日程にて行われる。

課目出席認定単位不足による補講について

- ①. 疾病傷害等により、自宅療養あるいは通院のために、所定の授業時間不足になった者は、合計不足時間数 60 時間を限度として補講(有料)を認める。
 - ②. 授業時間数不足になった課目の補講(有料)を 60 時間を限度として行う。60 時間を超えた場合は留年となる。
 - ③. 補講になった場合は、保護者等宛に連絡をする。
- * 但し、学校保健法に定められた疾病により欠席した場合には、法定伝染病である事を証明する診断書を提出し、公欠と認めた場合は、その疾病の回復期間に要した授業時間、課目出席時間を認定する。

課目成績認定単位不足による補習について

（ 実技課目成績認定について ）

- ①. 実技課目成績認定試験において、不合格となった者は、追試験前に補習を受けなければならない。
- ②. 実技追試験において、不合格となった者は、判定試験前に補習を受けなければならない。

（ 学科課目成績認定について ）

成績認定試験において合格点に達していない課目がある場合は、追試験を受けなければならない。

- ①. 学科追試験において合格点に達した場合、成績評価によって単位を認定する。
- ②. その学期末の追試験を受け不合格となった場合は、判定試験を受け認定を受けなければならない。

（ 課目出席・課目成績の告知について ）

- ①. 各学年共に、学業成績書を保護者等宛てに送付する。（ 年 2 回 10 月・3 月に実施 ）

（ 進級・卒業について ）

- ①. その学期末の追試験を受け、不合格となった場合は、判定試験を受け認定を受けなければならない。

（ 不正行為による単位無効について ）

- ①. 単位認定の査定に対して、不正行為又は虚偽の申告が確認された場合(カンニング・レポートの代理作成等)には単位認定終了後であっても、直ちに当該単位を無効とし、学則に基づき処罰の対象となる。(停学処分)

成績評価による単位認定

（ 成績認定までの流れ）

1 年次 実技期末試験

